

市民会館廃止に伴う貸館の受付停止

ご理解とご協力をお願いします

昭和43年に開館した市民会館は建設から54年が経過し、施設の老朽化や耐震性に問題があるため、令和6年3月31日で閉館します。

これに伴い、令和6年4月1日以降の使用受付を停止します。利用者の皆さんには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、文化振興課 (☎47-8067) へ。



ひとり親家庭の子に入学・卒業祝金

大垣市母子父子寡婦福祉連合会は、小学校に入学または中学校を卒業する、ひとり親家庭の子に入学・卒業祝金を贈ります。

- ◆対象/令和5年1月1日現在で市内に住民票があり、令和5年の春に小学校に入学または中学校を卒業する、ひとり親家庭の子
- ◆申込/1月4~30日に、ひとり親家庭を証明できるもの(児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証、戸籍謄本など)を持参し、南部子育て支援センターへ
- ◆備考/お祝い金は、後日お渡しします
- ◆問合せ/同連合会の堀さん (☎090-4440-4779) または同連合会(南部子育て支援センター内、☎47-7014、火曜日休館) へ

令和5~7年度

物件入札参加資格審査の申請受付

令和5~7年度に入札などへの参加を希望する物件関係の業者の資格審査申請を、次のとおり受け付けます。有効期間は3年間です。

市が行う物品の製造・購入契約の入札などへの参加は、あらかじめ審査を受け、市がその資格を認めた業者に限られます。

*受付期間/郵送=2月1~10日(消印有効)

持参=2月13~24日の平日の午前8時30分~午後5時15分

*受付場所/郵送=契約管財課(〒503-8601 丸の内2-29)

持参=契約管財課で受付

*備考/申請用紙や提出方法など詳しくは、市HPをご覧ください。今後の受付は、5月以降に契約管財課まで

*問合せ/同課(☎47-8319) へ



インターネットで二十歳を祝う会を生中継

1月9日(月・祝)

【午前の部】午前10時~、【午後の部】午後2時~

1月9日(月・祝)に開く二十歳を祝う会式典の様子を午前10時と午後2時から約30分間、インターネットで生中継します。

学業や仕事の都合などで参加できない人やご家族の皆さんは、ぜひご覧ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP

空き家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、屋根・外壁の脱落や火災による危険、隣地への草木の越境や害虫・害獣の誘発、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

詳しくは、住宅課(☎47-8184) へ。

ポイント① 空き家の定期的な見回りを!

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却、または解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。

また、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と空き家の購入・賃借を希望する空き家利活用希望者の橋渡しをする「空き家バンク」を開設していますので、ご利用ください。



空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の家屋(空き家)を相続した場合に、相続発生から3年後の年末までに、耐震リフォーム後の空き家または取り壊した後の土地を譲渡した場合には、その譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます(適用期間:平成28年4月1日~令和5年12月31日)。



制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告手続きが必要です。税務署へ申告される際には、「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。この確認書は、相続した家屋などの所在する自治体において発行しています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。

空き家 発生抑制

検索

譲渡所得税額の計算式

(譲渡価額-取得費-譲渡費用[除却費等]-特別控除3,000万円) × 20%

※不明の場合、譲渡価額 × 5%